

箱根町生ごみ処理機器購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器を購入し、又はそのリースを受け、かつ、設置した者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気式生ごみ処理機 微生物等を利用して生ごみを発酵させ分解することにより堆肥化若しくは消滅させ、又は加熱して生ごみを乾燥させることができる構造を備えている電気式処理機
- (2) 生ごみ堆肥化処理容器 土中の微生物又は微生物資材を利用して生ごみを発酵させ分解することにより堆肥化するなど、減容化することができる構造を備えている処理容器
- (3) 業務用生ごみ処理機 生ごみを乾燥、発酵等の方法により分解し、減量、消滅又は堆肥化することが可能であり、処理能力が1日に10キログラム以上の生ごみ処理機

(補助額等)

第3条 補助額等は、次表のとおりとする。

品目	補助率(額)	補助基数
電気式生ごみ処理機	購入金額の1/2以内とし、30,000円を限度とする。 ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。	一世帯又は一事業所につき1基を限度とする。 ただし、買い替えの場合は、補助を受けた日から3年以内のものを除く。
生ごみ堆肥化処理容器	購入金額の1/2以内とし、5,000円を限度とする。 ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。	一世帯又は一事業所につき2基を限度とする。 ただし、買い替えの場合は、補助を受けた日から3年以内のものを除く。

業務用生ごみ処理機	<p>(購入の場合)</p> <p>購入金額に設置費用を加えた額の1/2以内とし、100万円を限度とする。</p> <p>ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(リースの場合)</p> <p>設置をした日から5年間に限り、当該期間中の各年度に要するリース料金の1/2以内とし、各年度の補助金の合計が100万円に達するまでを限度とする。</p> <p>ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>	一事業所につき1台を限度とする。
-----------	--	------------------

(資格)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者又は町内に事業所を有している事業者
- (2) 町税等を滞納していないこと。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、箱根町生ごみ処理機器購入費等補助金交付申請書(第1号様式)に次の表の左欄に掲げる品目の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

品目	添付書類
電気式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化処理容器	<ol style="list-style-type: none"> 1 生ごみ処理機器購入の領収書の写し 2 機器の型式及び処理能力を証する書類
業務用生ごみ処理機	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書(第2号様式) 2 設置場所の案内図及び配置図 3 見積書の写し 4 機器の型式及び処理能力を証する書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、箱根町生ごみ処理機器購入費等補助金交付決定(却下)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の請求をしようとするときは、箱根町生ごみ処理機器購入費等補助金交付請求書(第4号様式。次項において「請求書」という。)に、業務用生ごみ処理機の購入又はリースの場合にあっては、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機器購入の領収書の写し又はリースに係る賃貸借契約書の写し
 - (2) 機器の設置前及び設置後の写真(機器のリースを受けた場合にあっては、初年度の補助金を請求するときに限る。)
- 2 機器を購入した交付決定者にあっては機器の設置後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、機器のリースを受けた交付決定者にあっては補助金の交付申請をした日の属する年度の末日から20日以内に請求書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 業務用生ごみ処理機に係る交付決定者は、機器を設置した年度から5年間(機器のリースを受けた場合にあっては、そのリース契約期間中)、各年度の末日から20日以内に業務用生ごみ処理機利用実績報告書(第5号様式。次項において「報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、機器の故障(正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。)によりやむを得ず機器の使用を休止し、又は廃止する場合及び機器のリースを受けた場合であって、リース契約期間の途中で契約が終了した場合は、当該事由が発生した日から20日以内に報告書を提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年6月26日から施行する。
- 2 箱根町ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成3年5月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の箱根町生ごみ処理機器購入費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定される補助金について適用し、同日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。